

2018年4月1日から 有期労働契約(通算5年)の 無期転換が始まります

同じ企業との間で、有期労働契約が通算で5年を超えてくり返し更新された場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換されます。2013年4月1日からカウントが始まり、2018年4月1日に権利が発生します。

権利が発生した労働者が申し込みすると、使用者は申し込み承諾したとみなされます。使用者に拒否権はありません。1年契約の場合、2018年4月1日から2019年3月31日までの間に申し込みをすれば、そのまま承諾とみなされ、無期に転換されるのは、その契約が終了する翌日、つまり2019年4月1日から無期に転換となります。

- ① みんなで一緒に無期転換を申し込もう
- ② 無期転換の直前の「雇い止め」「試験制度」「クーリング(通算期間リセット)」を許さない
- ③ 労働組合で無期転換後の労働条件の改善を



無期転換問題連絡会

ちば合同労組 (雇用形態・職種を問わず誰でも加入できる地域ユニオン)
動労千葉 (JRの労働組合／グループ会社で全員の無期転換を実現)

【連絡先】 千葉市中央区要町2-8 DC会館 ちば合同労働組合 (043-225-2207)

無期転換問題
ホットライン

043(225)2207
union1@outlook.com

「無期転換のチラシみた」「無期転換の申込みがしたい」「労働組合に加入したい」などのお問い合わせはホットラインまで

① 職場と地域の仲間みんなが無期転換を申し込もう

無期転換の申込権は法律上当然の権利です。通算5年となる労働者が申し込んだ場合、企業は必ず承諾しなければなりません。できれば職場のみんなと一緒に申し込みをしよう。組合に加入して地域の仲間と準備することもできます。「無期転換問題ホットライン」でモデル申込書も準備しています。

無期労働契約転換申込書			
_____ 殿	申込日	年	月 日
	申込者		印
私は、現在の有期労働契約の契約通算期間が5年を超えましたので、労働契約法18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。			

② 無期転換前の雇い止め・試験制度 クーリング（通算期間 リセット）は許さない

無期転換申込権が発生する前の雇い止めや試験制度、クーリング期間を悪用して、無期転換を妨害する企業に対しては、職場で組合を結成したり、地域のユニオンに加入し、団体交渉を行おう。JR東日本のグループ会社では、全員の無期転換を逃れるための試験制度の導入を労働組合の闘いによって面接だけにとどめ、全員の無期転換を実現しました。

無期労働契約転換申込み受理通知書			
_____ 殿	受理日	年	月 日
	職氏名		印
あなたから 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。			

③ 無期転換後は長く安心して働ける職場をつくろう

無期転換を実現したあとは、65歳まで働ける職場環境・労働条件・賃金を実現しよう。無期転換後は労働組合を結成したり、地域ユニオンに加入して、雇い止めなどが心配でガマンしていた年次有給休暇や残業代など法律上当然の権利を行使できるようにしよう。さらには夏季・年末一時金や退職金の制度化、基本給のアップや各種手当など長く安心して働ける職場環境・労働条件を実現しよう。

④ それぞれの労働組合の取り組みを／スタッフ募集

既存の労働組合で、ぜひ無条件の無期転換を要求する取り組みを始めて下さい。無期転換制度をテコにすべての労働者の正規雇用化を実現しよう。アウトソーシング（外注化）や派遣への置き換えに反対しよう。無期転換問題連絡会ではさまざまな取り組みの教訓を集めています。ぜひご報告をお寄せください。

私たちは、非正規雇用をなくすために労働組合の地域的な取り組みを強化したいと考えています。チラシ配りやSNSなど社会的に広く発信もしたいと考えています。団体交渉や組合結成なども進めます。スタッフがまったく足りません。学生や労働組合OBのみなさんもぜひ力を貸して下さい。詳しくはホットラインまでお願いいたします。